

岡山県消防防災ヘリコプター支援協定

(目的)

第1条 この協定は、消防組織法(昭和22年法律第226号)第30条第2項の規定により、岡山県(以下「県」という。)が県内の市町村及び消防の一部事務組合(以下「市町村等」という。)の要請に応じ、県が所有する消防防災ヘリコプター(以下「消防防災ヘリ」という。)を用いて消防の支援を行うことに関し、必要な事項を定めるものとする。

(協定区域)

第2条 この協定に基づき市町村等が消防防災ヘリの支援を要請することができる区域は、市町村等の区域とする。

(要請対象)

第3条 要請対象とする災害、火災又は事故等(以下「災害等」という。)は、消防防災ヘリを使用することが消防機関の活動にとって極めて有効であると考えられる災害等で、次に掲げるものとする。

- (1) 地震、風水害、津波、土砂崩れ及びその他大規模な自然災害
- (2) 中高層建物火災、大規模建物火災、林野火災、コンビナート火災、船舶・航空機・危険物・車両火災及び特殊火災
- (3) 水難、山岳遭難、航空機・列車事故及び高速道路上の事故等で捜索・救急・救助活動を必要とする事故
- (4) 緊急に重篤傷病者を搬送しなければならない救急事案及び緊急医療を行うために救急車で医師、資機材等を搬送するよりも著しく有効であると認められる救急事案
- (5) その他前各号に掲げる災害に準じる災害

(支援要請)

第4条 支援の要請は、災害等が発生した市町村等の長(以下「要支援市町村長等」という。)が、消防業務の遂行のために、消防防災ヘリによる次の各号のいずれかの活動が必要と判断する場合に、岡山県知事(以下「知事」という。)に対して行うものとする。

- (1) 災害応急対策活動 現場把握、情報収集、警戒、指揮支援、火災調査等
- (2) 火災防御活動 消火活動
- (3) 救急活動 重篤傷病者等の搬送及び緊急医療(救急車で医師、資機材等を搬送するよりも著しく有効であると認められる場合。)
- (4) 救助活動 人命救助のための特別な活動(これに付随する救急搬送活動を含む。)
- (5) 救援活動 救援物資、資機材、人員等の輸送

(運航時間帯等)

第5条 この協定に基づく消防防災ヘリの運航時間帯は、日の出から日没までとする。

2 耐空検査等により消防防災ヘリが使用できない場合は、知事はその期間について市町村等の長に事前に連絡するものとする。

(支援要請の手続き)

第6条 支援の要請は、次に掲げる事項を明らかにした上で、岡山県消防防災航空センタ

一に、消防防災ヘリコプター緊急運航要請書（別記様式1）により、電話、ファクシミリ等により行うものとする。

- (1) 出動事案の概要
- (2) 必要な支援の内容
- (3) 発生の日時、場所及び状況
- (4) 現場の最高指揮者の職、氏名及び現場への連絡方法
- (5) 現場出動車両及び無線局名
- (6) 現場の気象状況
- (7) ヘリが離着陸する場所及び地上支援体制
- (8) 支援に要する資機材の品目及び数量
- (9) その他必要な事項

（消防防災ヘリによる支援）

第7条 知事は、前条の規定による要請を受けたときは、直ちに災害発生現場の気象状況等を確認の上、要支援市町村長等に対し、支援を行うことを回答するとともに、直ちに消防防災ヘリを出動させるものとする。

2 知事は、災害等の状況が第3条及び第4条に定める要件に該当するものと判断し、かつ、要請を待つ時間的余裕がないと認めるときは、前条の規定による手続きを待たないで支援を行うことができるものとする。この場合、知事は、速やかに要支援市町村長等に消防防災ヘリの出動について通知するものとする。

3 知事は、次に掲げる理由により要請に応じることができないときは、その旨を速やかに要支援市町村長等に通知するものとする。

- (1) 気象の状況により運航ができないとき。
- (2) 定期点検の期間及び整備中のとき。
- (3) 他の災害等の現場に出動中のとき。
- (4) その他知事が運航に支障があると判断したとき。

（消防防災航空隊の指揮）

第8条 前条第1項又は第2項の規定により支援を行う場合において、災害現場における消防防災航空隊の指揮は、要支援市町村長等の定める災害現場の最高指揮者が行うものとする。ただし、消防防災ヘリに搭乗している運航指揮者が消防防災ヘリの運航に重大な支障があると認めるときは、その旨を現場の最高指揮者に通告するものとする。

（事前計画）

第9条 市町村等の長は、消防防災ヘリによる支援を受ける場合の事前計画を作成し、あらかじめ県知事に提出するものとする。その内容に変更があった場合についても同様とする。

2 前項の事前計画の内容は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 消防防災ヘリの活動拠点としての最適な飛行場外離着陸場等の位置図等
- (2) 消防防災ヘリと消防機関等との通信連絡方法
- (3) 一般人及び建築物等に対する各種障害の除去等離着陸に必要な措置
- (4) 消火及び救急援助活動用資機材等の補給体制
- (5) その他必要と認める事項



(経費の負担)

第10条 この協定に基づく支援に要する消防防災ヘリの運航経費は、県が負担するものとする。

(その他)

第11条 この協定に関し、定めのない事項又は疑義を生じた事項については、県及び市町村等が協議して決定するものとする。

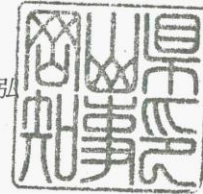
この協定の締結を証するため、知事及び市町村等の長が記名押印の上、各自それぞれ1通を所持する。

附 則

この協定は、平成21年10月26日から効力を生ずる。

平成21年8月27日

岡山県
岡山県知事 石井正弘



瀬戸内市
瀬戸内市長 武久顕也



(2) 岡山県消防防災ヘリコプター支援協定書 (変更)

岡山県消防防災ヘリコプター支援協定変更協定

岡山県と瀬戸内市とは、平成21年8月27日付けで締結した岡山県消防防災ヘリコプター支援協定（以下「原協定」という。）の一部を次のように変更する協定を締結する。

（第4条の変更）

第1条 原協定第4条各号を次のように改める。

- (1) 災害応急対策活動
- (2) 火災防御活動
- (3) 救急活動
- (4) 救助活動

（第8条の変更）

第2条 原協定第8条を次のように改める。

（消防防災航空隊の活動）

第8条 前条第1項又は第2項の規定により支援を行う場合において、災害現場における消防防災航空隊の活動は、市町村等の消防機関との相互に密接な連携の下に行動する。この場合において、消防防災ヘリに搭乗している運航指揮者が消防防災ヘリの運航に重大な支障があると認めるときは、その旨を現場の最高指揮者に通告するものとする。

（第9条の削除等）

第3条 原協定中第9条を削り、第10条を第9条とし、第11条を第10条とする。

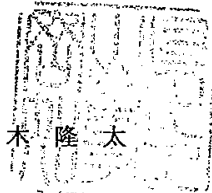
この協定の締結を証するため、この協定書を2通作成し、両方記名押印の上、各自それぞれ1通を所持する。

平成26年3月24日

岡山県

岡山県知事

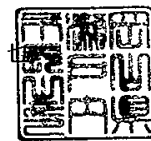
伊 原 木 隆 太



瀬戸内市

瀬戸内市長

武 久 顕



(3) 航空消防応援実施細目

(趣旨)

第1条 平成20年3月31日付けで締結した岡山県下消防相互応援協定(以下「協定」という。)に定めるもののほか、市町村及び消防の一部事務組合(以下「市町村等」という。)の回転翼航空機(以下「消防ヘリコプター」という。)を用いた消防相互応援(以下「航空消防応援」という。)については、この実施細目の定めるところによる。

(航空消防応援の要請対象)

第2条 航空消防応援の対象とする災害は、協定第3条に規定する災害のうち、消防ヘリコプターを使用することが消防機関の活動にとって極めて有効であると考えられる場合で、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 地震、風水害、津波、土砂崩れ及びその他大規模な自然災害
- (2) 中高層建物火災、大規模建物火災、林野火災、コンビナート火災、船舶・航空機・危険物・車両火災、及び特殊火災
- (3) 水難、山岳遭難、航空機・列車事故及び高速道路上の事故等で捜索・救急・救助活動を要する事故
- (4) 緊急に重篤傷病者を搬送しなければならない救急事案及び緊急医療を行うため、救急車で医師、資機材等を搬送するよりも著しく有効であると認められる救急事案
- (5) その他前各号に掲げる災害に準じる災害

(航空消防応援の種別)

第3条 航空消防応援の種別は、主な任務により次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 調査出動 現場把握、情報収集、警戒、指揮支援、火災調査のための出動
- (2) 火災出動 消火活動のための出動
- (3) 救助活動 人命救助のための特別な活動を必要とする場合の出動(これに付随した救急搬送活動を含む。)
- (4) 救急出動 重篤傷病者等の搬送及び救急医療を行うため、救急車で医師、資機材等を搬送するよりも著しく有効であると認められる場合の出動
- (5) 救援出動 救援物資、資機材、人員等の輸送のための出動

(航空消防応援の出動限定条件)

第4条 航空消防応援の出動限定条件は、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 出動時間帯は、原則として日出から日没までとする
- (2) 気象状態は、災害の発生場所において雲高(地表面から雲までの高さをいう。)300メートル以上、視程5,000メートル以上、風速毎秒17メートル以下であるとともに、凍結気象状態でないこととする

(航空消防応援の要請手続)

第5条 航空消防応援の要請は、航空消防応援を要請する市町村等(以下「発災市町村等」という。)の長が、岡山県知事(以下「県知事」という。)を経由して、航空消防応援を行う市町村等(以下「応援市町村等」という。)の長に対し、次の各号に掲げる事項を明らかにして行うものとする。

- (1) 必要とする応援の具体的内容
 - (2) 飛行場外離着陸場の所在地及び地上支援体制
 - (3) 現場付近で活動中の他機関の航空機及び回転翼航空機の活動状況
 - (4) その他必要な事項
- 2 緊急を要する航空消防応援の要請は、前項の規定にかかわらず、直接応援市町村等の長に行うことができるものとする。この場合、事後、速やかに応援要請内容について県知事に報告するものとする。
 - 3 応援市町村等の連絡先は、別表1のとおりとする。
 - 4 航空消防応援の要請は、消防防災ヘリコプター緊急運航要請書(別紙様式1)に基づきファクシミリ、電話等により行うものとする。

(航空消防応援の中断)

第6条 応援市町村等の長は、消防ヘリコプターを復帰させるべき特別な事態が生じたときは、発災市町村等の長と協議の上、航空消防応援を中断することができる。

(応援出動した消防ヘリコプターに対する指揮等)

第7条 航空消防応援のため出動した消防ヘリコプターに対する指揮は、発災市町村等の消防機関の長又は消防機関の長が指定した現場最高責任者（以下「消防機関の長等」という。）が消防ヘリコプターに搭乗している応援市町村等の指揮者（以下「応援隊長」という。）を通じて行うものとする。

2 応援隊長は、発災市町村等の消防機関の長等による指揮の内容が、ヘリコプターの運航に重大な支障を来すと認めるときは、その旨を発災市町村等の消防機関の長等に通告するものとする。

3 応援隊長は、活動に当たって消防機関の長等と緊密な連絡を行うものとする。

4 前項の連絡を無線を通じて行う場合は第1に県内共通波（153.53MHZ）、第2に全国波（148.75MHZ、150.73MHZ、154.15MHZ）、第3に各市町村波（別表2）によるものとし、無線の運用統制については発災市町村等の統制に従うものとする。

(応援市町村等の情報提供)

第8条 応援市町村等の長は、消防ヘリコプターを新規に所有し、若しくは更新したとき又はその性能等に変更があったときは、その情報を発災市町村等の長へ提供するものとする。

(消防ヘリコプターの事故発生時の報告)

第9条 発災市町村等の長は、航空消防応援のために出動した消防ヘリコプターに次の各号に掲げる事故が発生したときは、速やかにその旨を応援市町村等の長に報告するものとする。

- (1) 死傷者が発生した事故
- (2) 消防ヘリコプターの重大な損傷事故
- (3) 救難対策を必要とする事故

附 則

この実施細目は、平成9年4月1日から施行する。

附 則

この実施細目は、平成10年2月19日から施行する。

附 則

この実施細目は、平成12年3月15日から施行する。

附 則

この実施細目は、平成20年4月1日から施行する。

附 則

この実施細目は、平成25年9月1日から施行する。

別表 1

応援市町村等の連絡先

市町村等名	連絡先	所在地	電話番号
岡山県	総務部消防保安課	岡山市北区内山下二丁目4番6号	電話 086-226-7295 Fax 086-225-4659
岡山市	消防局情報指令課	岡山市北区野殿西町427番地1	電話 086-253-9978 Fax 086-253-9984

要請連絡後の打合せ先

市町村等名	連絡先	所在地	電話番号
岡山県	岡山県消防防災航空センター	岡山市北区日応寺761番地1	電話 086-250-0330 Fax 086-294-7885
岡山市	消防局航空隊	岡山市南区浦安南町671番地1	電話 086-261-0119 Fax 086-261-1190
	川崎医科大学附属病院	倉敷市松島577番地	電話 086-464-1199 Fax 086-462-1195

別表 2

県下消防本部無線周波数一覧表

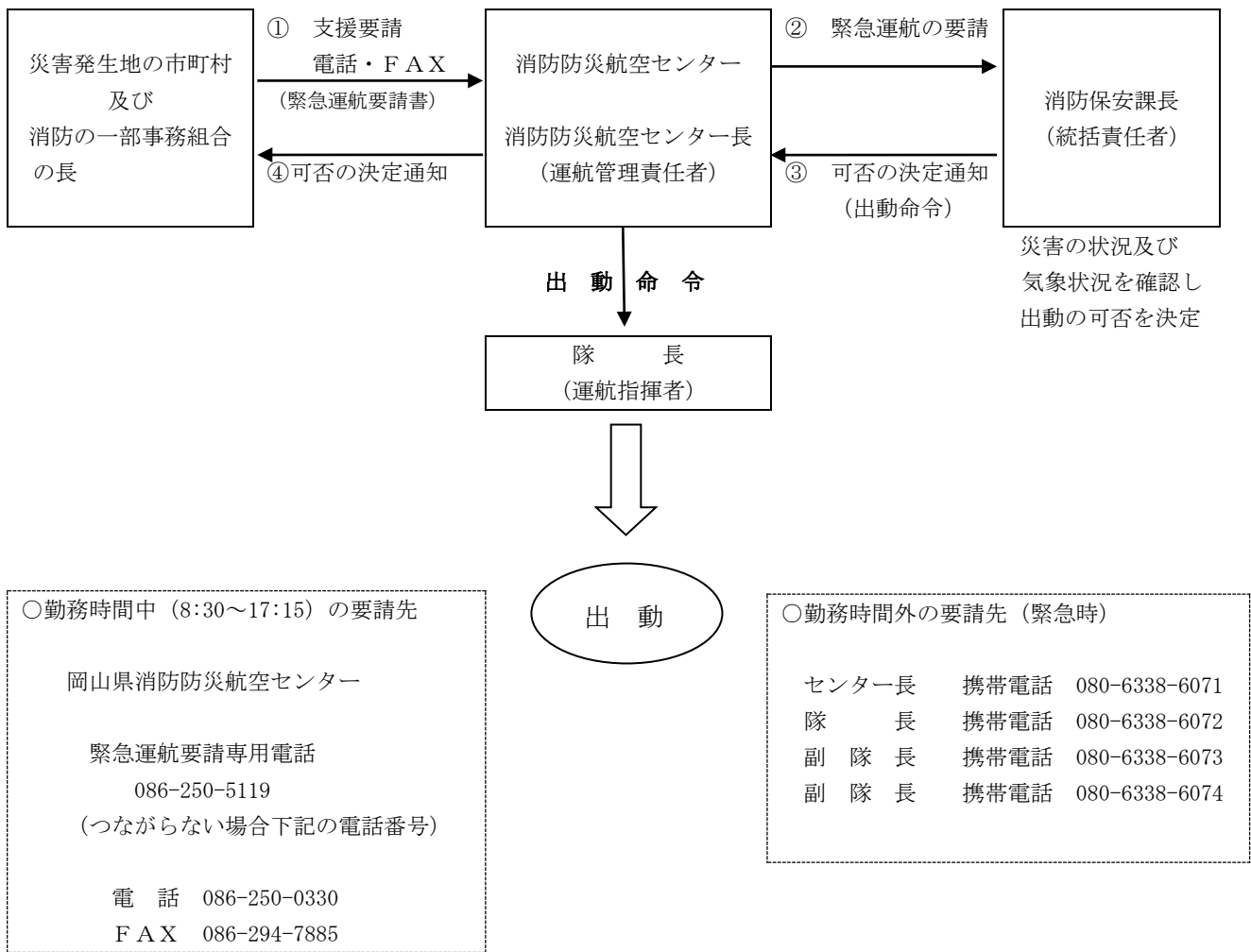
消防本部名	アナログ市町村波 (MHz)	デジタル市町村波 (MHz)
岡山市消防局	151.71 151.63	未公開
倉敷市消防局	151.55 153.85	未公開
津山圏域消防組合消防本部	153.59	未公開
玉野市消防本部	151.31	未公開
笠岡地区消防組合消防本部	151.21	未公開
井原地区消防組合消防本部	151.59	未公開
総社市消防本部	151.75	未公開
高梁市消防本部	149.13	未公開
新見市消防本部	152.09	未公開
東備消防組合消防本部	146.32	未公開
真庭市消防本部	152.07	未公開
美作市消防本部	151.57	未公開
赤磐市消防本部	150.45	未公開
瀬戸内市消防本部	153.51	未公開

様式 1

消防防災ヘリコプター緊急運航要請書

要請機関名	担当者職・氏名 _____ TEL (- -)	
要請種別	火災 救急 救助 調査 救援 その他 () (消火・偵察)	
具体的な要請内容		
覚知日時	平成 年 月 日 時 分	
要請日時	平成 年 月 日 時 分	
災害発生場所 (地図添付)		マップル地図 P. _____ 縦 _____ 横 _____
離着陸場	① あり 離着陸場名 () ② 調整中	
現場通信連絡	① 県内波 呼出名 () ② その他 周波数・呼出名 ()	
必要機材・数量		
その他特記事項	気象状況: 使用水利: 現場指揮者:	

緊急運航に係る支援要請手続きフロー図



岡山県下消防相互応援協定

(目的)

第1条 この協定は、消防組織法（昭和22年法律第226号）第39条の規定により、岡山県下の市町村及び消防の一部事務組合（以下「市町村等」という。）相互の消防力を活用して、災害による被害を最小限に防止するための消防相互応援について必要な事項を定めることを目的とする。

(協定区域)

第2条 この協定の実施区域は、岡山県の全域とする。

(対象とする災害)

第3条 この協定の対象とする災害は、消防組織法第1条に規定する災害で、消防、救急及び救助業務に関して応援活動を必要とするものをいう。

(県への通報等)

第4条 前条に規定する災害が発生したとき、災害が発生した市町村等（以下「発災市町村等」という。）の長は、県に対し、災害の状況等について通報し、この協定による応援に関して必要な指導及び連絡調整を求めるものとする。

(応援要請)

第5条 この協定に基づく応援要請（以下「応援要請」という。）は、次のいずれかに該当する場合に、発災市町村等の長が協定を締結している他の市町村等の長に行うものとする。

- (1) その災害が他の市町村等に拡大又は影響を与えるおそれのある場合
- (2) その災害が発災市町村等の消防力によっては防御が著しく困難と認める場合
- (3) その災害を防除するため、他の市町村等の消防機関が保有する車両、資機材等を必要と認める場合
- (4) 他の市町村等との境界付近において発生した災害において、当該境界に接する他の市町村等の消防機関の応援を必要と認める場合

2 前項の応援要請は、原則として、隣接市町村等に対して行い、災害の規模等により順次近隣の市町村等に対して行うものとする。ただし、災害の規模

等により特に必要があるときは、この限りでない。

- 3 第4条に規定する県に対する通報及び第1項に規定する応援要請は、発災市町村等の消防長と協議の上、行うものとする。
- 4 発災市町村等の消防長は、応援要請が予想される場合は、あらかじめ応援を要請しようとする市町村等の消防長に災害の状況を通報するとともに、応援隊の派遣について必要な協議を行うものとする。
- 5 応援要請（第1項第4号の場合を除く。）を行った市町村等の長は、その旨を県に通報するものとする。

（応援隊の派遣）

- 第6条 前条第1項の規定により応援要請を受けた市町村等（以下「応援市町村等」という。）の長は、当該市町村等の消防長と協議の上、特別の理由がある場合を除き応援するものとする。
- 2 応援市町村等の長は、応援隊を派遣するときは、応援隊の編成等必要事項を遅滞なく発災市町村等の長及び県に通報するものとする。
 - 3 応援市町村等の長は、応援要請に応ずることができない場合は、その旨を速やかに発災市町村等の長に通報するものとする。

（消防用資機材等の調達手配）

- 第7条 発災市町村等の長から消防用資機材等の調達及び輸送について依頼を受けた市町村等の長は、速やかに手配するとともに、その結果を発災市町村等の長に通報するものとする。

（応援隊の指揮）

- 第8条 応援隊の指揮は、発災市町村等の長が応援隊の長（同一消防本部管内の消防団が応援隊を派遣している場合は、消防本部・署の応援隊の長とする。）を通じて行うものとする。ただし、緊急の場合は直接隊員に行うことができる。

（報告）

- 第9条 応援隊の長は、応援活動の結果を速やかに発災市町村等の長に報告するものとする。
- 2 発災市町村等の長は、災害の概要を災害防御活動終了後速やかに応援市町村等の長に通報するものとする。

(応援に要する経費の負担)

第10条 この協定に基づく応援に要する経費の負担は、次の各号に定めるところによる。

(1) 発災市町村等が負担する経費

ア 宿泊費、食料費及び車両、機械器具の燃料費（現地調達分）

イ 化学消火に要した薬剤費

ウ 応援隊の隊員が応援活動中、第三者に損害を与えた場合、当該第三者に対する補償に要する経費（自動車損害賠償保障法（昭和30年法律第97号）の適用のある部分を除く。）。ただし、応援隊の隊員の重大な過失による場合は、応援市町村等の負担とする。

エ 一般協力者の死傷等に対する補償に要する経費

オ 応援活動によって死傷した隊員に係る賞じゅつ金の支給に要する経費で、応援市町村等が当該市町村の定めた条例の規定に基づき支給する額相当額。ただし、当該支給額が市町村消防賞じゅつ金条例準則（昭和28年4月24日付け国家消防本部長通達）に規定する功労の程度及び障害の等級に応じたそれぞれの額を超える場合は、その超える額は応援市町村等が負担するものとする。

カ 第7条の規定に基づく経費。ただし、応援市町村等の消防職員又は消防団員をして行う輸送及び連絡等に要する経費は、応援市町村等の負担とする。

(2) 応援市町村等が負担する経費

ア 応援隊の旅費及び出動手当

イ 車両、機械器具の燃料費（現地調達分を除く。）及び応援活動中における故障又は小破損の修理費

ウ 応援の往復途上において生じた交通事故等による損害補償

エ 応援隊の隊員が応援活動によって災害を受けた場合における公務災害補償

2 前項以外の経費又は同項の定めにより難しい場合の経費については、発災市町村等と応援市町村等との協議により定めるものとする。

(実施細目)

第11条 この協定に特別の定めのあるものを除くほか、この協定の実施について必要な事項は、市町村等の消防長及び消防団長が協議して定めるものと

する。

(疑義)

第12条 この協定の実施について疑義を生じたときは、その都度当事者間において協議し、決定するものとする。

(協定書の保管)

第13条 この協定の締結を証するため、市町村等の長は、記名押印の上各1通を保管する。

附 則

- 1 この協定は、平成20年4月1日から効力を生ずる。
- 2 平成2年3月15日付けで締結した「岡山県下消防相互応援協定」は平成20年3月31日をもって廃止する。

平成20年3月31日

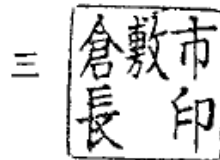
岡山市長

高 谷 茂



倉敷市長

古 市 健



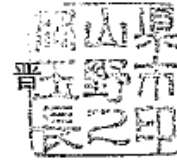
津山市長

桑 山 博



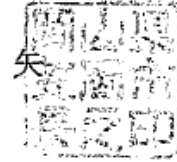
玉野市長

黒田



笠岡市長

高木直



井原市長

瀧本豊



総社市長

片岡聡



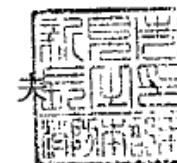
高梁市長

秋岡



新見市長

石垣正

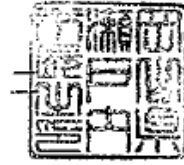


備前市長

西岡憲



瀬戸内市長 立岡脩



赤磐市長 荒嶋龍



真庭市長 井手紘一郎



美作市長 宮本俊朗
美作市長職務代理者 美作市副市長 皆木照夫



浅口市長 田主智彦



和気町長 大森直徳



早島町長 佐藤友彦



里庄町長

大 内 恒



矢掛町長

山 野 通



新庄村長

笹 野



鏡野町長

山 崎 親



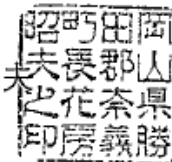
勝央町長

西 田



奈義町長

花 房 昭

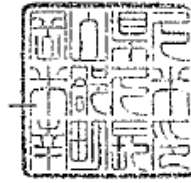


西粟倉村長

道 上 正



久米南町長 河 島 建



美咲町長 奥 村 忠



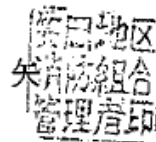
吉備中央町長 重 森 計



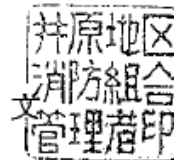
津山圏域消防組合管理者 津山市長 桑 山 博



笠岡地区消防組合管理者 笠岡市長 高 木 直



井原地区消防組合管理者 井原市長 瀧 本 豊



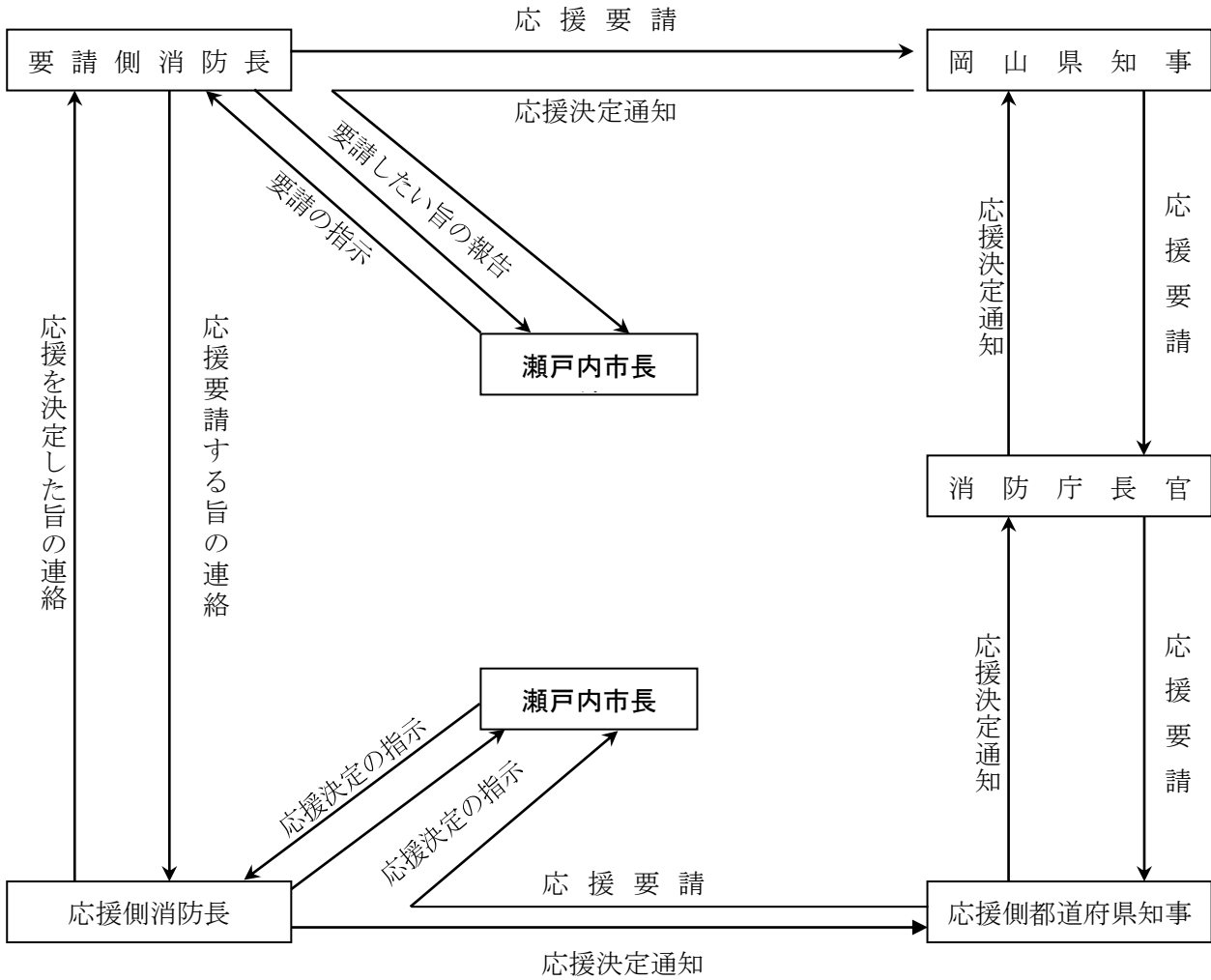
東備消防組合管理者 備前市長 西 岡 憲



資料 30-8 大規模特殊災害時における広域航空消防応援要請

大規模特殊災害時における広域航空消防応援要請

○ 広域航空消防応援の要請ルート等



○燃料調達先

	名 称	所 在 地	電 話 番 号
瀬戸内市	岡山空港ターミナル株式会社	岡山市北区日応寺 1277	086-294-5301 (給油課)
	岡山空港ターミナル株式会社岡山事務所	岡山市南区浦安南町 640	086-262-1091

資料 30-9 岡山県林野火災対策用空中消火資機材運用要綱

○岡山県林野火災対策用空中消火資機材運用要綱

(目的)

第1条 この要綱は、県内に発生した大規模林野火災に対処するため、岡山県が備蓄した林野火災対策用空中消火資機材の運用について必要な事項を定めることを目的とする。

(資機材の配置先及び種類等)

第2条 林野火災対策用空中消火資機材（以下「資機材」という。）の配置先及び種類等は、別表1、2及び3のとおりとする。

(資機材の運用基準)

第3条 知事は、次の各号のいずれかに該当するときは、市町村又は消防一部事務組合（以下「市町村等」という。）に資機材を貸付けることができる。

- (1) 市町村等の区域内に発生した林野火災を消火するため、当該市町村等が保有する資機材のみでは消火ができないと認めるとき。
- (2) 訓練のため使用するとき。
- (3) その他知事が必要と認めるとき。

(借受申請)

第4条 市町村長又は消防一部事務組合管理者（以下「市町村長等」という。）は、資機材を借受けようとするときは、事前に岡山市長、玉野市長又は瀬戸内市長（以下「資機材配置先の長」という。）を経由して資機材借受申請書（様式第1号）を知事に提出しなければならない。

- 2 前項の規定にかかわらず、資機材を緊急に借受ける必要があるときは、口頭、電話等により借受けの申請を行うことができる。ただし、借受け後速やかに前項の申請書を提出しなければならない。

(貸付決定)

第5条 知事は、前条第1項の規定による申請があったときは、その内容を審査し、適当と認めるときは、速やかに貸付けを決定し、資機材貸付決定通知書（様式第2号）を資機材配置先の長を通じ、申請者に交付するものとする。

- 2 前項の規定にかかわらず、前条第2項の規定に基づく申請にあっては、口頭、電話等により貸付けの決定を通知することができる。ただし、通知後速やかに前項の貸付決定通知書を交付するものとする。

(貸付の条件)

第6条 前条の決定には、次の各号に掲げる条件を付するものとする。

- (1) 次の経費は、市町村等が負担するものであること。
 - ① 資機材の引渡し及び返納に要する経費
 - ② 資機材の借受期間中における資機材管理に要する経費
- (2) 資機材は、貸付けの目的以外に使用しないこと。
- (3) 資機材は、貸付期間満了後速やかに返還すること。ただし、知事が必要に応じて資機材の返還を要求したときは、直ちにこれに応ずること。
- (4) 空中消火薬剤を使用したときは、使用した薬剤を補填すること。

(応援の要請)

第7条 市町村長等が、資機材の使用のために他市町村長等に応援を求めるときは、岡山県下消防相互応援協定第6条の規定により行うものとする。

(自衛隊の派遣要請)

第8条 市町村長等が、資機材の使用のために自衛隊の派遣を求めるときは、その手続きを併せて行うものとし、その要請は岡山県地域防災計画に定めるところによるものとする。

(引渡し及び返還)

第9条 資機材の引渡し及び返還は、知事が指定する日時及び場所において行うものとする。

(損害賠償等)

第10条 市町村長等は、資機材の全部又は一部を亡失し、又はき損したときは、直ちにその旨を口頭、電話等により知事に届け出るとともに、その事実及び事由についての報告書を知事に提出しなければならない。

- 2 市町村長等は、前項の亡失又はき損が自己の責めに帰すべき事由による場合は、すべて自己の責任において補填し、修理しなければならない。ただし、知事が特別の事情があると認めた場合は、この限りではない。

(使用報告書)

第11条 市町村長等は、第5条の規定による知事の貸付決定により借受けた資機材を使用したときは、使用後速やかに資機材使用報告書(様式第3号)を資機材配置先の長を通じ知事に提出しなければならない。

(使用記録簿)

第12条 知事は、資機材の貸付け及び使用の状況について別に定める記録簿を作成するものとする。

(その他)

第13条 この要綱に定めるもののほか、資機材の運用について必要な事項は、別に定めるものとする。

附 則

この要綱は、平成8年4月1日から施行し、昭和51年2月25日付けの岡山県林野火災対策用空中消火資機材運用要綱は、廃止する。

附 則

この要綱は、平成12年8月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成14年4月6日から施行する。

附 則

この要綱は、平成22年12月1日から施行する。

別表 1

資 機 材 配 置 先	岡山市いずみ町1-26
資機材保管責任者	岡山市消防局長

品 名	規 格	数 量
空中消火用バケツ型 散 布 装 置	三脚、飛行安定板小 天蓋付き円筒（鉄製） 700ℓ入	5基
消火液用貯水槽	ナイロンターボリン製、2,500ℓ入	3基
管 そ う	可変噴霧ノズル付（50mm）1本 噴霧ノズル マークⅡストッパ付（65mm）1本	2本
吐出（U型）金具	50mm 1基、65mm 2基	3基
ホ ー ス	50mm 20m 3本、65mm 20m 3本	6本
バケツ式消火装置用 工 具 箱		3個
バケツ式消火装置用 I D E A Lボックス		5基
バケツ式消火装置用 コ ー ド	大×7m 5本、小×2m 5本	10本
吹 き 流 し	ボール付	3組
整 備 用 工 具	始動鋼1、給油じょうご1、プラグ1、プラグ レンチ2、両口スパナ3、ドライバー1、プラ イヤー2、比重計1	1組
消火装置用バッテリー	木箱入（1組12V、5×2）	5基
バッテリー充電器	HR-MAX50（ターミナル含む）	1台
ローラーコンベアー		2基
化 学 消 火 剤	フォス・チックWD881（19ℓポリ容器入）	5缶

別表 2

資 機 材 配 置 先	玉野市滝馬ノ子池1640-2地先	
資機材保管責任者	玉野市消防本部消防長	
品 名	規 格	数 量
空中消火用バケツ型 散 布 装 置	三脚、飛行安定板小 天蓋付き円筒（鉄製） 7000入	5基
消 火 液 用 貯 水 槽	ナイロンターボリン製、2,5000入	3基
バケツ式消火装置用 I D E A L ボックス		5基
バケツ式消火装置用 コ ー ド	大 7m 5本、 小 2m 5本	10本
消火装置用バッテリー	木箱入（1組12V、5×2）	5基
バッテリー充電器	HR-MAX50（ターミナル含む）	1台
ローラーコンベアー		2基
整 備 用 工 具	両口スパナ 6、ドライバー 1、 プライヤー 2、比重計 1	1組
化 学 消 火 剤	フオス・チックWD881（190ポリ容器入）	5缶

別表 3

資 機 材 配 置 先	瀬戸内市邑久町本庄1795	
資機材保管責任者	瀬戸内市消防本部消防長	
品 名	親 模	数 量
空中消火用バケツ型 散 布 装 置	三脚、飛行安定板小 天蓋付き円筒（鉄製） 7000入	5基
消 火 液 用 貯 水 槽	ナイロンターボリン製、2,5000入	3基
バケツ式消火装置用 I D E A L ボックス		5基
バケツ式消火装置用 コ ー ド	大 7m 15本、 小 2m 5本	10本
消火装置用バッテリー	木箱入（1組12V、5×2）	5基
バッテリー充電器	HR-MAX50（ターミナル含む）	1台
ローラーコンベアー		2基
整 備 用 工 具	両口スパナ 6、ドライバー 1、 プライヤー 2、比重計 1	1組
化 学 消 火 剤	フオス・チックWD881（190ポリ容器入）	5缶

様式第1号

第 号
年 月 日

岡山県知事 殿

申請者 市町村等
職, 氏名

印

資 機 材 借 受 申 請 書

次のとおり資機材を借受たいので申請します。

記

- 1 資機材借受の目的
- 2 借受希望資機材の種類及び量
- 3 借受希望期間
- 4 借受希望日時及び場所

様式第2号

第 号
年 月 日

殿

岡山県知事

印

資 機 材 貸 付 決 定 通 知 書

年 月 日付第 号により申請の資機材について、次のとおり貸付を決定します。

記

- 1 資機材の貸付の目的
- 2 貸付資機材の種類及び量
- 3 貸付期間
- 4 貸付の条件
岡山県林野火災対策用空中消火資機材運用要綱による
- 5 引渡日時及び場所

様式第3号

第 号
年 月 日

岡山県知事 殿

申請者 市町村等

職, 氏名

印

資 機 材 使 用 報 告 書

年 月 日付第 号により貸付決定の資機材の使用状況等について、
次のとおり報告します。

記

- 1 資機材の使用状況
- 2 火災の概況
 - (1) 火災発生日時
 - (2) 火災発生場所
 - (3) 鎮火日時
 - (4) 出火原因
 - (5) 被害状況
 - (6) 消火活動状況
 - (7) その他参考事項